

「全国労働衛生週間」のお知らせ

平成25年度全国労働衛生週間

▽期間

平成25年10月1日～10月7日

▽スローガン

「健康管理 進める 広げる 職場から」

▽実施事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会

- カ 見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

▼お問い合わせ先

浦河労働基準監督署
 監督・安衛課 安全衛生係
 014612212113

雇用トラブルの解決を支援します

雇用トラブルの解決を支援する「個別的労使紛争あっせん」

北海道労働委員会では、突然の解雇や賃金未払いなど、労働者個人と使用者間の労働問題に関するトラブルの解決を支援する「個別的労使紛争あっせん」を行っています。

労働問題に精通して公・労・使の各委員三者一組のあっせん員が、当事者から事情を聴き、問題点に応じた助言等を行って双方の歩み寄りによる解決を図ります。

申請は簡単・無料で、秘密厳守の上、迅速に対応します。札幌近郊以外の方には現地に出向いて申請受付やあっせんを行います。お気軽にご相談ください。

詳しくはホームページ
<http://www.pref.hokkaido.la.jp/rdfsms/>
 をご覧ください。

◇一般の労働相談は道の「労働相談ホットライン」をご利用ください

フリーダイヤル
 012018116105

月～金曜日
 12時00分～20時00分（祝日、年末年始を除く）※専門の労働相談員が対応します

◇「あっせん」窓口（相談・申請）

北海道労働委員会事務局調整課

011120415667

月～金曜日

8時45分～17時30分（祝日、年末年始を除く）

〒06018588

札幌市中央区北3条西7丁目

道庁別館 10階

障がい者等用駐車場の適正利用について

店舗などの駐車場にある障がい者等用駐車スペースは、車の乗り降りや歩行が困難な方の専用スペースです。

このスペースは、車いすを使用している方などが乗り降りできるように、普通のものより広めにつくられ、建物の出入口に近い便利な場所にあります。

しかしながら、「心ないドライバーによる障がい者等用駐車スペースへの駐車により、障がいのある方々の利用に支障をきたしている」という声が寄せられています。

本場に必要の人がいつでも利用できるように、障がい者等用駐車場への迷惑駐車はやめましょう。

▼お問い合わせ先

保健福祉部福祉局

福祉援護課福祉基盤グループ

011120415268

自賠責保険・共済について

交通事故からあなたの未来を守る
 自賠責保険・自賠責共済

無保険で（無共済）での運行は
 犯罪です！

交通事故による死者数は年々減少傾向にあるものの、平成24年の事故発生件数は約67万件、死傷者は83万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべての自動車の保有者に、自動車1台ごとに加入が義務づけられて

おり、基本的にすべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の保護を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割・重要性や、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており（自動車損害賠償保障法）、自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反ですので御注意下さい！

四輪車ももちろんですが、特に、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は有効期限切れ、かけ忘れにご注意を！

なお、自賠責制度の詳しい内容は、<http://www.jibai.jp/>で「」覧になれます。

交通事故被害者
世帯の皆さんへ

ご存じですか？
ナスバ(自動車事故対策機構)
より、交通事故被害者世帯の皆
さんに次の援護制度をご紹介します。

○重度後遺障害者となられた方
へ介護料支給

◇対象者

自動車(バイクを含む)事故
で、脳や脊髄または胸腹部臓
器に損傷を受け、常時又は随
時の介護を必要とする方で一
定の要件に該当する方(自
損、他損、時期は問いません)

◇支給額

後遺障害の程度や介護サービ
ス、介護用品の購入などに応
じて、月額29,290円、
136,880円の範囲で支
給。

◇注意

介護保険サービス、労災の介
護給付費等との併用は出来ま
せん。

ただし、自立支援法に基づく
サービスを受けられている場
合や入院している場合も対象
になることがありますので、
お問い合わせください。

○交通遺児等育成資金の貸付

◇対象者

自動車(バイクを含む)事故
により、死亡または重度後遺
障害(脳損・脊損)を負われ
た方の義務教育終了前の子弟
(0歳~中学校卒業まで)

◇申込者

対象者を扶養している保護者
(生活困窮家庭に限ります)

◇貸付金額

一人につき最初

一時金 155,000円
以後月額 20,000円

小・中学校入学時に入学支度金
44,000円

◇貸付期間

貸付決定時から中学校を卒業
するまで

◇利子 無利子

◇返還方法

貸付期間終了後6カ月または
1年経過した後に、月額また
は月賦・半年賦併用による、
20年以内の分割均等返還。
ただし、高校、大学、その他
各種学校への進学者は、卒業
までの間、返還を猶予するこ
とも出来ます。

▼お問い合わせ

自動車事故対策機構

札幌主管支所

011-5511-2145

<http://www.nasva.go.jp/>

(ナスバで検索)

山菜採りの
事故防止について

秋の山菜採りのシーズンを迎
えました。

毎年、山菜採りによる事故が
発生していますが、その原因の
多くは、つい探ることに夢中
なり、方向を見失うケースで
す。

いったん事故が起きますと、
地元の人たちにも多大な迷惑を
かけることとなります。

遭難などの事故を未然に防ご
うため、無理な行動を控え、一人
ひとりが十分に気をつけて、山
菜採りを楽しみましょう。

安全のために、次のことに十
分注意しましょう。

○行き先、帰宅予定時間などを
必ず家族や知人に知らせてお
きましょう。

○単独で入山することは出来る
だけ避けましょう。

○事前に目的地の天候を確認し
ましょう。天候の急変にも対
応できるような雨具、防寒具な
どの準備も忘れずに。

○道に迷ったときは、むやみに
歩き回るとは危険です。体
力の消耗を抑えるなど、落ち
着いて慎重な行動をとりまし
ょう。

また、通信手段(携帯電話、
無線機等)や、笛、ラジオ、
非常食等を携行するように心
がけましょう。

○自然を大切にすることやゴミ
の持ち帰りなど、基本的なマ
ナーを守りましょう。

▼お問い合わせ先

道庁環境生活部くらし安全局

文化・スポーツ課

011-20415209

特定健康診査を
受診しましょう

糖分、食塩、脂肪の過剰摂取
などのバランスを欠いた食生活
や運動不足などの生活習慣は、
肥満症、高血圧症、糖尿病、脂
質異常症等の生活習慣病の発症
を招き、重症化すると虚血性心
疾患や脳卒中等を発症すること
になります。

生活習慣病は、一人一人が、
バランスの取れた食生活、適度
な運動習慣を身に付けることに
より予防可能です。

平成20年度から各医療保険者
(国民健康保険、健康保険組
合、共済組合等)は、生活習慣
病予防のための健康診査(特定
健康診査)と保健指導(特定保
健指導)を実施しています。

1 対象者は年度中に40歳以上
75歳以下の年齢に達する被保
険者・被扶養者の方です。(受
診する時点で75歳以上に達し
ている方、及び長期入院や施
設入所の方は除きます。)

2 特定健康診査で特定保健指
導の対象となるメタボリック
シンドロームの該当者・予備
群の方を発見します。

3 特定健康診査の対象となっ
た方には、個々人の状態に併
せた食事指導や運動指導等の
保健指導を実施します。

4 各医療保険者によって、健
診場所、健診時期、自己負担
額等が異なりますので、詳し
くは加入している医療保険者
(協会管掌健康保険加入者は、
お勤めの事業所)にお問い合わせ
ください。

*生活習慣病の予防・早期発
見のため、毎年特定健康診査を
受診しましょう。

▼お問い合わせ先

保健福祉部健康安全局

国保医療課国保運営グループ

011-20415244